

國學院大學學術情報リポジトリ

About Takeuchi Shikibu's Nakatomi harae kōgi :
Focusing on its Views on Personal Desire and
Selfish Desire

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Ohnuki, Daiki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000592

竹内式部『中臣祓講義』について

—「人欲私欲」観を中心に—

大貫大樹

はじめに

宝暦七（二七五七）年、垂加神道家竹内式部（正徳二（一七一二）年～明和四（一七六七）年）の門弟による『日本書紀』御進講が、撰家らの圧力によって中断、彼らによって式部に学んだ公家は一斉に蟄居等の処分が命じられる。宝暦九年五月六日には、式部も京都所司代より京都追放が命じられた。所謂、宝暦事件である。^①

京都追放後の式部の事歴については、江見清風「竹内式部君

京都蟄居中の事跡及び学説一端」（『神道説苑』明治書院、昭和十七年所収。初出は『神社協会雑誌』一一・一・二、明治四十五年）が、神宮文庫に蔵された史料を中心に詳しく考証し、明らかとなった。今日、追放後の式部の講説とその気風一端を窺わしめるものは、垂加神道の基本教典である『日本書紀』と相並ぶ「中臣祓」を彼が講じた『中臣祓講義』である。この講義は『大祓詞註釋大成』中（内外出版、昭和十三年）にも所収された事から、広く知られた式部の基本史料の一つである。^②

東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本には式部の講説に基づいて、徳大寺公城が編纂した『進講筆記』（三冊）が収められて

いる。その稿一に見える公城按語には、「所謂君臣合体守中之教也、其旨詳在于此書（筆者註―『日本書紀』）及中臣祓矣」（読点筆者）とある如く、京都時代の公家門弟は式部より、「中臣祓」を学んでいた。故に『中臣祓講義』の検討とは、公家門弟の思想的背景を明らかにする予備的考察にもなる。

そこで『講義』を検討する前提として踏まえねばならないのが、学祖山崎闇斎をはじめとする垂加神道家の「中臣祓」の講説を中心に、彼らが高天原と天孫降臨を如何に認識していたのかを再検討した西岡和彦「垂加神道流天孫降臨考」（『藝林』六八一―二、令和元年）である。

右によれば、垂加神道家は「高天原^上神留坐^類」に見える高天原（天上）を大和国高市郡菅原の皇居とし、留まる神とは天照大神であつて、初代天子とする。その天照大神の勅命を受けて、撰関の如く高皇産靈尊が八百万神を集め、天忍穗耳尊への御讓位について集議した。その後、西国が皇化に帰順しなくなると、天忍穗耳尊は瓊瓊杵尊へ御讓位せられ、瓊瓊杵尊が大和から荒ぶる神々を平定する為、日向へ赴く。故に、彼らは天孫降臨をして、「西国降臨」とした。

なお、垂加神道家は日向三代の間に皇天二祖（天照大神・高皇産靈尊）は崩御したと説く。それを機に大和国が乱れた事か

ら六代目天子神武天皇が東征に向かわれ、「旧都再興」をされたとする。ただし、崩御せられた皇天二祖は鏡（天照大神）と皇居（高皇産靈尊）にそれぞれ魂を封ぜられる事で永遠に御存命になられ、天皇は神代と変わらず、人代に於いても二祖からの御加護を受ける事が出来る。

天皇は二祖に感謝し、二祖の御心を体現し、その御心を「まつりごと」に反映させる「祭政一致」に努める事で、二祖の生命とは我々の目前に顕現し、二祖の命は真に永遠不朽となる。その御使命を「八紘為宇の詔勅」によって、万民に押し広められたのが正に神武天皇であり、そこに闇斎の求める理想的治世があつた。

ところで、竹内式部は『講義』冒頭部に於いて「中臣祓」を以下の如く講じていた。

是（筆者註―「高天原^上神留坐^類」から「安国^正久知所食^止」）
マテヲ神代ノ寿言ト云テ、是（「国^力中^亦」云々以後）ヨリ
末ヘガ天津罪・国津罪ヲ祓フコトヲ解レタ。（四一頁。傍点筆者。以下同じ）

式部が「神代ノ寿言」とする箇所について検するに、我国の原点にして理想的治世である「神代」（「国是」）が大書されていた事が分かる。故に、彼は「中臣祓」冒頭部を右の如く「神代、

ノ、寿言」と強調したのである。そして、その理想を乱すのが、「人欲私欲」の「穢」であると見た。式部は「穢」（「人欲私欲」）によって発生する「天津罪」・「国津罪」を、道義の乱れた現実社会に則して講じ、理想的な「神代」の姿を実現させるべく、徹底した「祓」の大事を説く。式部は現実には則した講義を展開する事で、「中臣祓」の神学的意義を明快に説き、自らの講説に説得力を持たせていたのである。

本稿では、西岡氏が明らかにした垂加神道の神学を踏まえ、「講義」に見える「人欲私欲」の記述を中心に検討を試みる事で、「中臣祓講義」の注目すべき特徴について明示したい。この検討を通じて竹内式部の思想的研究の補充はもとより、垂加神道家が如何に神学を奉じ、現実の問題と対峙したのか、神学の実践的側面から西岡氏の研究に少しく蛇足を加える事も出来るであろう。そこで、先ずは「中臣祓」に見える理想的治世について、西岡氏の研究を参考に概観する。

一、「中臣祓」に見る理想的治世

竹内式部の「中臣祓」に対する基本認識は『講義』冒頭部の概説箇所に見える。

此書ハ神武天皇御即位ノ日ニ、時ノ執柄ノ臣天種子命ノ、書テ奏上セラレタ祝詞也：今神武天皇ヘ種子命ガ申シントテ、先ツ、神代ノ世^{ママ}、云、我国皇統ノ道統、道ノ道統ヲ始ニ上ケラレテ、次ニ祓ノ事ヲ解レタ。吾国道ノ要領、政ノ根本コ、ニ尽テ有ル事ヲ解レタ：言葉ハ皆神代卷神武記ノ言葉テ書レタレトモ、一字々々ニ皆道ノ存シテアル事デ、唯一寸見タ計リテハ解ヌ事ゾ。（三三頁）

「中臣祓」とは神武天皇即位に際し、天種子命が奏上した祝詞である。天種子命はこの祝詞を奏上するに際し、「先ツ神代ノ世寿」を、「次ニ祓」の事を説いた。なお、「神代ノ世寿」と見えるが、前掲した如く、「高天原^上神留坐^須」から「安国^止平^介久知^{所食}」までを説いた式部は、

是マテ、ヲ、神代ノ、寿言ト云テ、是ヨリ末ヘガ天津罪・国津罪ヲ祓フコトヲ解レタ。

としていた事から、「世寿」は「寿言」の誤字であろう。

抑々、「中臣祓」について、学祖山崎闇斎は如何に説いていたのか。「中臣祓」の注釈書『風水草』（『神道大系 垂加神道』上、神道大系編纂会、昭和五十九年所収）を徴するに、

此祓者、神武天皇御宇、天兒屋命之孫天種子命、述^二祖父所^レ掌之道、所^二以奏之祝詞也：旧事紀曰。天種子命奏^二

天神寿詞、即神世古事類、是也。又曰。種子命解祓天罪・

国罪主事也。古語拾遺曰。令^三天種子命解除天罪・国罪事^一、其事具在中臣禊詞^二。(三頁)

闇齋は『先代旧事本紀』と『古語拾遺』に見える伝承を勘案した上で、神武天皇即位に際し、天種子命が奏上した「天神寿詞」と「解祓(除)」の二つを合わせて「中臣祓」とした⁽³⁾。

さらに、式部の師玉木正英『中臣祓禊除草』(「大祓詞註釋大成」上、内外出版、昭和十六年所収、以下、『禊除草』と略記す)では、

是書ハ寿詞ト祓ト一ツニ記サル：安国^登平^久知食ト云迄ハ、神武帝東征シ玉ヒ、大和ニ皇居ヲ立テ御即位シ玉ヒ、天^{ヤマト}御蔭・日ノ御蔭ト隠レ坐テ、安国ト御代ヲ知食セト寿フケリ。

是迄都ヲ説詞也^{イワヒトクハ}：天津罪・国津罪ノケ條ヲ万民ニ云聞セ玉フ、是則祓也。是ヨリ以下終ニ至テ、皆祓ノ事也(八六五、六頁)

と、学祖の神学を承けて、「中臣祓」を説く。ただし、正英は「中臣祓」の冒頭部分、「高天原^上神留坐^須」から「安国^止平^久知所食^止」までを「詞」とし、「国^方中^东」云々以後を「祓ノ事」とする。「天神寿詞」と「解祓(除)」を合わせて「中臣祓」とする闇齋の神学を承けつつも、「中臣祓」の構成に注意して、内容を説い

たのは正英による発展の跡であった⁽⁴⁾。

式部もまた、「神代ノ寿言ト祓ノ事ハ、表裏体用ヲ相ナシテ畢竟一ツ事」(三五頁)と、闇齋、正英と同様に「神代ノ寿言」と「祓」を合わせて、「中臣祓」とする。その上で、彼は正英の師説を承け、「中臣祓」の構成を説くに際し、「安国^止平^久知所食^止」までを「神代ノ寿言」とするのであった。ここで検討を要するのは式部が「神代ノ寿言」とした上で「先ツ」や、「是ヨリ、神代ノ寿言」(三六頁)と、「神代ノ寿言」が「中臣祓」の冒頭部に記された事を強調した所以である。

式部は「高天原^上神留坐^須」の段で、高天原を指す場所は、「天上帝ノ坐ス」天上、「天子ノ皇居」、「方寸胸中」とする。第一、第二については、西岡氏が端的に「高天原も天上と表現すれども、実態は大和国高市郡菅原の皇居」(六七頁)とする通り、つまるところは皇居である。

第三「方寸胸中」については、少しく説明を要するであろう。大己貴神の目前に現れた「幸魂・奇魂」をして中世神道説では「心神」としたが、闇齋はこれを承け、「心神ハ人ノ身ニヤドリテ御座ナサル、ソ」とする。その「心神」とは、万神・万人・万物が賜る事で身に宿している⁽⁵⁾と説いた。

そうして、「皇親神魯伎神魯美命以八百万神等^手神集^上集賜^止、

神議^レ議賜^ル」と続く。正英の『禊除草』では、

（「皇親」とは）高皇産靈尊ヲ指ス。皇ハスベラキミ也。瓊瓊杵尊也。親ハムツマシキ也。忍穂耳尊取^テ高皇産靈尊^ヲ、女^ヲ栲幡々姫命^ヲ生^シ瓊瓊杵尊^ヲ、故ニ高皇産靈尊ハ皇孫ノ外祖父故、スベニムツマシキト云ナリ。（八六八頁）

天照大神を御支えして、「高皇産靈尊政ヲ執行玉フ」（同前）のである。やがて、初代天子天照大神は「吾勝尊へ御讓位」（『禊除草』八六九頁）せられた。その模様を正英は以下の如く説く。

日神ノ詔ヲ奉テ、高皇神諸神ヲ天ノ高市ニ召集シテ、御讓位ノ事ヲ相談シ玉フ。天下ノ君トシテ天下ノ大事ヲ議リ玉フニ、君一人ノ御心ニ任セ玉ハス、親戚諸神ニ問議リ事ヲ寄セ給フ事、神明私ナキ道イトモカシコシ。神武帝へ種子命奏セラル最初ニ、祖神ノ如此道アルコトヲ記セル忠誠知ヌヘシ。（『禊除草』八六九頁）

松岡雄淵『中臣祓啓秘録』（『大祓詞註釋大成』中、所収）にも、「日神ノ勅ヲ以集タマフユヘ、神議ト云。神議ト云モ、高皇ノ私議ニ非ズ、天下ノ公儀也」（二二頁）とある通り、高皇産靈尊は私議ではなく天照大神の勅命を承け、天上の神々を「天ノ

高市ニ召集」し、集議した。

さらに、後半部は若林強斎『中臣祓師説』（『神道大系 垂加神道』下、神道大系編纂会、昭和五十三年所収）に詳しい。曰く、日神ノ詔ヲ受ケサセラレ、高皇産靈尊ノ御トリサバキナレバ異議ハナイコトナレドモ、ソコガ御敬ノ至デ、諸神ヲアツメ衆議ノ上デ、瓊々杵尊へ御代讓ノ旨ヲ宣サセラレタルゾ：神集神議トアレバ、八百万神ノ集議ナルホドニ、神々ト云。又私事デナイ。皆神ノ詔ヲウケテノコトユヘ、神々ト云トアル。（三二二頁）

勅命を奉戴する高皇産靈尊の元に集まった「神々」も私事で集まったのではなく、「神」（天照大神）の詔を承けて集まった。故に、天照大神の勅命を奉ずる八百万をして、ここでは「神々」と説く。以上の先蹤を追う式部も、

日神御在位ノ時ノ如クニ、政ヲナサル、コトト見ルベシ。神集ハ高皇産靈ガ日神ノ勅命ヲ受テ、諸ノ神達ヲ神事ヲ以テ集メラルコトヲ神集ト云。神議モ神事ヲ以テ万機ノ政ヲ議ルコトヲ云。吾カ私テナク神事ヲ以テスルコトハ、皆ナ神ノ字ガ附ト思フベシ。（三七七頁）

とした。「皆ナ神ノ字ガ附ト思フベシ」とは、強斎の『師説』を承けての事であろう。高皇産靈尊は勿論、神々は私事ではな

く、天照大神〔神〕に「事」えるが故に皇居（高天原）へ参集し、一体となつて「万機ノ政ヲ議」つたのである。

冒頭記した通り、垂加神道の神学によれば我国の天子は、皇天二祖の御加護に感謝し、二祖の御心を体現すべく、「祭政一致」に努める事が御責務であつた。要するに天子は、「日神御在位ノ時ノ如クニ、政ヲナサル」御自覚を持たねばならない。故に、式部は学祖闡斎以来の神学を承け、「天子有テ天下ヲ治ムル天人唯一・祭政一致」（三六頁）と説いた。対して臣下（万民）はその天皇を御支えし、時に御護りする事が責務である。かような君臣相互扶助の関係を闡斎は、「君臣合体守中之道」（『風水草』五頁）と表した。「皇統ノ道統」とは、君の御自覚と臣下の支えとが一体となつて継承されてきたと言えよう。

かくの如き「神代」に示された理想的治世を、「人代」で実現せられた御方を、垂加神道家は神武天皇とする。故に彼らは神代以来行われてきた「君臣合体」による「祭政一致」の理想的治世を神武天皇即位に求めた。⁷⁾

式部が「神代ノ寿言」とした段は、「神代卷神武記ノ言葉テ書レタ」理想的な治世が大書されており、単なる「詞」^{ウレヒコト}ではなく、寧ろ、実現すべき「神代」の姿を予祝したものであつた。

さらに、式部が「中臣祓」の冒頭部分を強調した背景として

閑却出来ないのが、浅見綱斎の大著『靖献遺言』である。同書の卷之三に列せられた陶淵明は祖国を亡ぼされると、仕官する事無く、故郷へ帰り、「晋处士」たらんとした。式部はかような淵明の「私意人欲」無き心に注視し、「祖国一体」の教えを看取すると、その教えを自著「事君弁」（所謂「奉公心得書」）では垂加神道の神学に基づき、「君臣合体」へと発展させるに至つた。⁸⁾『靖献遺言』が式部の学問へ多大な影響を与えていた事が知れよう。そこで綱斎による卷之六（謝枋得）の講説（『靖献遺言講義』近藤啓吾・金本正孝編『浅見綱斎集』国書刊行会、平成元年所収）を徴するに、

国是トハ一國ノ極リタル施為ノ体ヲ云。国ト云モ天下ト云モ相通コトゾ。兼テ相心得ベシ惣ジテ一國ノ体ハ広キコトナレドモ、ツヅマル所、一國全体ノ極リタル是トスル所カタマリテ無レバ、下群臣百姓マデモ其合点ヲ吞コンデ、無二無三ニ思ヒ立テ居コトガナラズ。故ニ国天下ヲ治ルニハ、先国是ヲ早く極テ、上下共ニ其旨ヲ明ニ知ラシメ置コト第一也。治世ハ固ヨリ也。別シテ乱世ニ及デハ、上下ノ心バラクニ成テ躁ギ動キ易キ時ナレバ、上下一体ノ合点不立シテハ、一言ノ下知モ成リガタシ。（三五頁）

国家を治める規範的な「国是」が無ければ、「上下一体合点

不立」、国を平穩に治める事は出来ない。故に、「先国是」を君臣共によく弁えねばならぬという。式部はかような『靖献遺言』の教を踏まえつつ、正英の神学を祖述して、「中臣祓」の構成を説くに際し、冒頭部分に我国の「国是」を記した「神代ノ寿言」が記されている事を「先ツ」と強調したのである。つまり、「先ツ」、「是ヨリ」とは、「祓」に先立つ事を意味するのではなく、式部にとつての「国是」、即ち我国の原点にして理想的治世である「神代」が「先ツ」記されている事を示す強調表現であつた事が分かる。その「国是」を弁える事で、「政」も正しく行えよう。だからこそ式部は、敢えて「神代ノ寿言」と説くのであつた。

かくの如く、式部は「中臣祓」の冒頭部に理想的治世の姿を見た。その実態は我国の「神代」（「国是」）である。次節ではかような理想を曇らす存在について確認しよう。

二、「人欲私欲」と「祓」の神学

式部は「祓」について、「国家ヲ治ムル大事」とした上で、この世で起こる「悪ヒ事」や、天下の乱れとは、「邪氣」（以上、三四頁）によるとした。続けて、

天下ヲ治ムルモ、天下中ガ皆父子ハ親ク、君臣ハ義ト云ヤ
ウニ五倫皆ナ揃フテ、仁義礼智ノ天理ノ儘ナレハ政ハイラ
ヌ。兎角氣ニ渡レハ其父子ガ不親、君臣ガタノモシウナク
不仁不義ヲスルカラ、天子モ諸侯モ代官モ奉公モイル。然
レハ政ハ其邪ナ氣ヲ祓フヨリ外ハナヒ；其邪氣ヲ祓フモ、
正道ノ確乎トシテヌクヘカラサル所カ、シツカリト立ネハ
祓フコトハナラス。(三四、五頁)

人々が五倫（父子の親、君臣の義、夫婦の別、長幼の序、朋友の信）を行えておれば、人が備え持つ五常（仁・義・礼・智・信）のうち、「仁義礼智」の徳が発揮されており、「政ハイラス」。「信」の徳目を挙げていないが、抑々「仁義礼智」の根本こそ「信」である。故に「仁義礼智」の徳を発揮している状態とは、「信」が立っている事を表している。⁽⁹⁾式部はその状態をして、「政ハイラス」とした。そこで、「信」について参考となるのが、浅見綱斎『論語師説』（国士館大学楠本文庫蔵、読点筆者）顔淵第十二「民無信不立」章の一説である。

平生君タルナリモ民ヲミステヌハズトアレバ、民タル者モ
君ヲハナレテ様ナイト思フデナウテハ立ヌゾ；扱ツマル
処、信デナケレバナラスゾ、スレバ国ヲ治ル者ハ教ヲ主ト
スルコトデ、君民一体デ無テハ国デナシ；足食足兵ユツク

リトハナレヌ様ニ治ルデナウテハナラヌゾ、平生、足食足
 兵安ズル心ガ後ニハ兵食ナウテモハナレヌ信ニハナルゾ、
 右に続けて綱齋は「信」について、「人ノ固有」としているが、
 意味するところは人が本源的に有する徳であろう。また、彼の
 講じた『拘幽操師説』（『淺見綱齋集』所収）では、「天倫」に
 ついて、「固有本然ゾ」とした上で、「父子君臣一体ニ大切デ、
 ヤムニヤマレヌ本心ヲ得テ動カヌ」（六七六頁）事と説く。君
 に対する「忠」も、親に対する「孝」の如くあれば、たとえ衣
 食と軍備に不足があろうとも、「骨肉一体」の君に「ヤムニヤ
 マレヌ」、「ハナレヌ」本心（「纏綿惻怛」）が起り、「君民一体」
 となる。ここで重要な本心（「纏綿惻怛」）とは「仁」であり、
 畢竟、「信」（「人ノ固有」）である。国を治める者が「信」を重
 んじて、臣（民）に慈愛を施せば、自ずと臣も「仁義礼智」を
 發揮して君に対し、父子の如く「ハナレヌ信」となり、「君民
 一体」となる。かくあれば国全体が「信」となり、秩序正しく
 治まった「天倫」の状態（「固有本然」）と言えよう。

さらに、綱齋は『論語師説』同「君子之徳風、小人之徳草」
 章に於いて、「政ト云ハ、正イト云フコト、下ノ不忠ヲ正シ不
 孝ヲ正シ、何モカモ正スコト」と、「政」が「不忠」「不孝」を
 糾すものと説いた。¹² 式部の講ずる通り、君臣上下、「仁義礼智

ノ天理ノ儘ナレハ」、自ずと「信」は立ち、「天倫」の状態であ
 るのだから、「政ハイラヌ」。しかし、現実はそのはいかない。
 人々が「不仁不義」を犯す事で、君臣・父子関係は不安定であ
 る。故に「天子モ諸侯モ代官モ奉公モ」、本分に応じた「政」
 によって、道義の乱れを糾す。そうする事で、君臣は固く「信」
 で結ばれ、「骨肉一体」父子の如く、「君臣合体」となる。かく
 の如く国全体が「信」の状態こそ、我国の理想的治世である「神
 代」であろう。まさに「政」とは「祓」である。式部は経書に
 於ける「政」の奥意を踏まえ、「政ハ其邪ナ氣ヲ祓フ」もので、
 「祓」が「国家ヲ治ムル大事」と説く。その上で、「不仁不義」
 の根本要因である「邪氣」を祓うに際し、「正道ノ確乎トシテ
 スクヘカラサル所」、つまり我国の「神代」（「国是」）を弁えず
 して、「祓」（「政」）をしても意味はないとした。

なお、「邪氣」とは別の言い方でも表された。瀬織津比売、
 速開都比売、気吹戸主、速佐須良比売の四神により、罪穢れが
 消滅してゆく段に於いて、

心ノ底ニ伏シカクレテアル人欲、古ク年久シウシミコング
 私意私欲ハ、中々軽ヒコトデハ払ハレヌ。夫レヲ大金氣ヲ
 起シテ、細ニ吟味ヲ掛ケテ払ヘト云コト。（四四頁）

と見える。さらに続けて、

人ノ心ノ靈ハ即チ天日。夫レヲ人欲私欲、デクモラスハ、雲霧デ日月ヲクモラス如シ：高天原^上神留坐^坐トアル天日ノ靈ニ依テ、此国ニ生スルモノ、本トスル処、道トスル処ノ根本ヲ語り、今又其天日ノ御蔭デ、人欲私欲、穢ヲ払フテ、造化ニ体ノ人間ニナルコトヲ語テ。(四五頁)

式部は「人欲私欲」(「邪氣」)を明確に「穢」とした。その「穢」によって、人々は「不仁不義」を犯してしまふ。そこで「穢」によって「人欲私欲」を退け、「天日」の如く、生まれたままの清浄な心に復さねばならぬとした。心を蓋う「邪氣」を「欲」とする事自体は、玉木正英が岡田正利へ下した『中臣祓二重口授』(『大祓詞註釋大成』上、所収)にも、

人八三種ノ靈アレトモ欲ニ蔽ハレ、氣ニ奪ハレ、心靈眞昏ニナル、是ヲ磨クハ祓ト土金也。敬ナケレハ再犯アリ。(八九二頁)

とあり、雄淵も「意欲情欲」(一〇頁)としている。

ところで、『二重口授』や式部の講説に見える「土金」、また「金氣」とは垂加神道の秘伝「土金之伝」に由来するもので、我が身を立たせる根本が、「敬」である事を説いた秘伝である。正英の言う通り「敬」がなければ、過ちの再犯は必須である故、神道に於いて「敬」に相当する「祓」は必要不可欠となる。垂

加神道家にとって、かような「祓」を体现せられた神こそ素戔嗚尊であった。『禊除草』では、

素戔嗚尊天上ニテ、日神ヲ犯侮玉フハノ罪ヲ奉テ天津罪ト云。後世下トシテ上ヲ犯シ、臣トシテ君ニ叛ク類、皆天津罪也(八七四頁)

素戔嗚尊が天上で行った乱暴狼藉をして「天津罪」とする。その後の素戔嗚尊について、正英の『神代卷藻塩草』三では、「祓除ノ金氣劍徳ヲ以テ本分清明ノ宝剑ヲ得給ヘル也」とした上で、

此ニ至テ武ト称セル者ハ蓋シ荒金ノ勇氣ハ真ノ武ニ非ス、土金敬ミノ極ニ至リ給ヒ清々シク、金氣ノ磨ケタルヲ以テ武トハ称シ奉ルナルヘシ、

「祓除」によって、自らの「心神」を磨き上げ、「敬」が極まる事で、素戔嗚尊は天照大神へ宝剑を奉り、「吾心清清之」の境地に至る。右の如く垂加神道家は「真ノ武」を備えた御方に素戔嗚尊が成り得たのは、地上へ降りられる前になさった「祓除」によるものと説いた。

式部もまた、「天津罪」について、「天上ニアツテ犯シ過ツ罪事ヲ云、今云堂上ニカノ罪ト云様ナモノ」とし、「国津罪」とは「地下デ犯シ過ツ罪咎」(四一頁)とする。そうして、

素尊根国へ流サレ給ヒテ、色々ノカンナン辛苦ヲ歴テ、今

氣質変化シテ荒金ノ徳和マラセラレタ処ユヘ、男神ノ荒魂
ナレトモ姫卜祭タ。(四六頁)

垂加神道の解釈で素戔鳴尊について説いた。なお、素戔鳴尊が地上に降り立たれる前に経験せられた「辛苦」を重視し、上述した如く「天日」を目当てとする徹底的な「祓」を説いたのは、式部のもう一人の師若林強齋である。ここで式部は強齋の神学を承け、徹底的な「辛苦」の修養と、「祓」の末に、「人欲私欲」を斥け、清浄な心を堅持させよ、と説くのであった。

かくの如き、「人欲私欲」と「祓」の神学を踏まえ、次節では現実社会と「人欲私欲」の関係性を式部が如何に講じていたのかを確認したい。

三、式部の「人欲私欲」観と現実社会

三種神器を継承せられた瓊瓊杵尊は日向国へ、「西国降臨」〔『禊除草』八七〇頁〕された。西国には、「荒振神達」がいたが、高天原（皇居）にいらっしやる皇天二祖の勅命により、経津主神と武甕槌神が「荒振神」である大己貴命へ皇化に服すよう進言する。やがて息男の事代主神命の諫言によって大己貴命は身を退かせられた。経津主神と武甕槌神は、「吾カ私テナヒ

コトガ見エル、神事ヲ以テ間ヒ扨タコト」(『講義』三八頁)とある如く、天照大神(神)に「事」えるが故に、勅命を以て、国土の皇化に扶翼せられた。

こうして言葉を発するのを止めた「語問_ミ磐根木立」とは、畢竟、「妖怪」(『禊除草』八七〇頁、「啓秘録」一二頁)である。その「妖怪」について、式部は以下のように説く。

王化ノ行ワレヌ日ハ狐狸ハ勿論、ケ様ノ妖怪カイカヒコト
アツタト見エル。イカ様、今京大坂等ノ繁花ノ土地スラ妖
怪ヲナス。海ノ奥ク・山ノ果テマテ武家ノ權威ガ推シ渡テ、
家中ノ若士杯ハ、左様ノ妖怪カ有レカシムト好ム時節デサ
へ衆々ノ妖物ガ出ル。マシテ若ル_カ荒墟ノ世ニハ其筈。

(三八、九頁)

国土が「王化」に至っていないければ、「妖怪」は現れる。それは、実社会に目を向ければ分かるであろう。天皇の坐す京都や、文化の中心である大坂にも、「妖怪」は居るではないか、という。かくの如く「妖怪」を、現実_ニに居る存在として説いた講説は、正英、強齋、雄淵には見られない。

今や海の奥、山の果てまで武家の權威が押し渡っているが、「家中ノ若士杯」、つまり若い武士らは、その様な「妖怪」が居る事を好んでいる。かような時節でさえも衆々の「妖物」が

出ているのだから、まして、「神問^系問給^比神弘^系弘給」以前、今よりもさらに荒廢した世であれば、「妖恠」が居るのは当然である。式部は経津主神と武甕槌神が、「妖恠」を祓い除ける前の国土について、現実社会の有様を挙げながら具体的に説いた。上述した如く、式部は「国津罪」が市井の人々が為せる罪とし、「天津罪」とは、「堂上ニカノ罪ト云様ナモノ」としていた。そこで「天津罪」について参考となるのは、式部が都在住中に、公家門弟に対し講じた聞書である。式部は、「讒佞邪智ノ臣、陰ニテハ不義不道ヲ行フ」とし、「却テ武家ノ疑ヲウケテハ、此上ニ亦王位ノ衰ヒ也」とした上で、

佞人コレヲ知ラヌテモナケレトモ、欲ヲトケンタメニ、当世女中大臣ノ氣ニ入ヤウニ言ヲ好シ、時ノ勢アル人ニ諂ヒ、高官ニス、ミ、寵ヲ得勢ヲカリテ私欲ヲトケ、忠臣ヲネタミ讒言ヲ行フ故、忠臣ハイヨク、遠サカリテ、少シモ道ヲテスル人ヲイミキラウ故、学問モサハラヌヤウニ、聖賢ノ道ヲ任テ当世ニ説ナシ。¹⁵

朝廷の「讒佞邪智ノ臣」は、陰で「不義不道」を行い、却つて武家からも要らぬ疑いを受ける事で、王位は益々衰えている。「讒佞邪智ノ臣」（「佞人」）は、自らの「欲」を満たす為に、天皇の御近くに仕える女中や大臣に諂い、忠臣を妬み、讒言を

撒く事で、君の御周囲から忠臣を遠ざけさせる。こんな事では、君へ道を説く者が居なくなるではないか、と式部は厳しく当時の朝廷を批判した。

なお、式部は『進講筆記』稿三に於いても、「天有悪神ノ天八天上皇居ヲ云、悪神ハ女以佞ノ小人ヲ云」と説いた。「天上皇居」に居る「悪神」とは、「女以佞ノ小人」であり、聞書にも見える「欲ヲトケンタメニ、当世女中大臣」に諂う公家である。つまり、式部は『中臣祓講義』に於いて、現実社会に蔓延る「人欲私欲」の「穢」に塗れた存在を具体的に想定しながら、「妖恠」と比喩的に表現したのである。

かような京都の「妖恠」、また「悪神」（堂上公家）が、天上で「天津罪」を犯す事で「王位」は衰えていた。これを是正すべく式部は、「政」を担うべき天皇と御側近く仕える公家が、修徳に励む事で、「天下之万民皆其服徳」し、將軍の一存による「政」も、天皇へ還つて「公家之天下ニ相成」と説く。その為には、天皇と公家が挙つて垂加神道を学び、「君臣合体」せねばならぬことを門弟に対し、忠告するのであった。¹⁶

さらに、式部は京都や大坂には、「妖恠」が跋扈しているとしたが、本来、それらを糺す事こそ武備を備えた臣下の務めである事は、

左様ナ荒レ果タ代ノ中モ、鹿島楯取ニ神ノ御蔭デ、太平ニ
ナツタ所ヲ言止テトアル。(三九頁)

と、「鹿島楯取ニ神」の働きを見れば明らかである。だが、現実の若い武士（家中ノ若士杯）は、武臣として「国津罪」を発生させる「妖恠」（市井の人々）を糺すどころか、「妖恠」を望む様な状態であった。抑々、垂加神道では武臣に相当する神とは、「鹿島楯取ニ神」だけではない。その最たる御存在が「辛苦」の「祓」によって、真の武を備えられた素戔嗚尊であり、武臣として天下を平らげ、君を御支えする事が責務とされた。¹⁷⁾ 式部からすれば「妖恠力有レカシム」、「家中ノ若士杯」の心も、「人欲私欲」に塗れており、結果、「敬」を失い、武臣としての責務を放棄した状態にあったと言えよう。

ところで、近世社会に於いて人々の指導的立場にある武「士」が踏み行ふべき「道」については多くの儒者が論じていた如くである。浅見綱齋も、『靖献遺言』について、「義ニ志シ学ヲ勉ルノ士」（『講義』三一五頁）は勿論の事、「武士之小学トスルモ亦可」としており、同書に記された「事君処己」（三一六頁）す教は武士にも通ずるとした。同書は式部の学問に与えた影響も大であったが、その彼ならば、「人欲私欲」によって、「不仁不義」を犯し、「事君」える事を放棄した武士に対して、憤り

の念を持った事であろう。¹⁹⁾

さらに、式部の抱く幕府認識について附言すると、「天下無道則礼楽征伐従諸侯出」とし、「只今関東より政事出候へハ、従諸侯出ると申者」で、本来は「大事ハ三公ハ御相談有之、勅命を請て被_レ為_二取行_一候ハ、礼楽征伐従天子出ると申者」という。つまり、諸侯である幕府は、武臣として朝廷の三公から勅命を承け、「政」を行うべきとした。この体制はまさしく天照大神（君）の勅命を奉戴する高皇産靈尊（摂関）の命により、挙つて君を御支えする君臣一体の理想的な「祭政」である。²⁰⁾ 幕府とは素戔嗚尊の如く、武威を以てその「祭政」を君と一体となつて御支えする武臣の棟梁であるが、「関東より政事出候」現実とは臣が分を越えたもので、式部からすれば君臣関係の乱れた状態にあった。

式部の視る現実社会とは、天上から地上に至るまで、「人欲私欲」（「穢」）に塗れ、「上下ノ心バラ／＼ニ成テ躁ギ動」（『靖献遺言講義』）く、「妖恠」（語問_ニ磐根樹立_一）が蔓延り、道義の乱れた「王化ノ行ワレヌ」、「時節」であった事が察せられよう。仰々「荒墟ノ世」をも記しているのが、「神代ノ寿言」である。理想的な「神代」の姿を実現させるには、「神代」でも行われた様に、正しい「祓」が「人代」でも求められよう。故に、式

部は現実に発生している「人欲私欲」を祓う為に、徹底した「祓」の大事を説いたのである。²⁰かくの如く式部は「神代」即「人代」の神学を踏まえ、「王化ノ行ワレヌ」現実（「人代」）に則して、「穢」や「罪」を説くのであった。

「祭政」を担われる天皇と御側近くで支える公家は、「辛苦」の修徳に努めて、「人欲私欲」を祓い、「天下之万民皆其服徳」する様に努める。武士も「人欲私欲」を祓い、素戔嗚尊の如く武威を以て、各地の「妖恠」を平らげ、天皇の「祭政」を御支えする。即ち、君臣上下「人欲私欲」を祓う事で、清浄なる心は「仁義礼智ノ天理ノ儘」となり、「信」は立つ。その状態こそ、「纏縵惻怛」により、「君臣合体」し、天皇の「祭政一致」が実現された我国の理想的な姿（「国是」即「神代」）に他ならない。

以上の如く、式部は現実に則して講義を展開させる事で、「中臣祓」の神学的意義を明快に説き、またその神学を空理空論とする事無く、講説に説得力を持たせていた。次節では式部がかくも現実の「人欲私欲」や「妖恠」を敏感に察知し、それらを現実に則して講ずる事の出来た背景を明らかにしたい。

四、式部の「人欲私欲」観形成の背景

式部による「人欲私欲」観と、神学を現実に則して講ずる事の出来た第一の要因とは、式部が名乗った「敬持」、「羞齋」の名と号に明らかであるが、彼が「持敬」と、これを徹底する事で心に沸き起る「羞惡」の念を重んじた事である。嘗て森田康之助は式部の気風について、「如何に内省の人であったかといふことを物語る」とした上で、「敬持といふ名といひ羞齋といふ自らの号がそのことを、よくもまた示唆する」とされた。²¹加えて、ここまで見てきた「人欲私欲」の内実を踏まえ、「羞齋」の持つ号の意味について、森田氏の指摘に蛇足を加えたい。

そこで、先ず学祖闇齋の「大学垂加先生講義」（「山崎闇齋学派 日本思想大系31」岩波書店、昭和五十五年所収）を徴するに、本明ナル明德ノ、氣稟人欲ノクモリニカ、リタル、其クモリヲ除イテ、ヤツバリ其本ノ明ニスルコトナレバ、ソツトモ人為ハナキゾ（二六頁）

闇齋は「明德」について、「心ト見ルガヨキゾ」（二四頁）とした。その心に「人欲ノクモリカ、リタル」故、「除イテ」、「明德」が発揮された心に戻らねばならない。では、如何にして自らの

心を「人欲」から防ぐのか。「敬斎箴講義」(『山崎闇斎学派』所収)には、

扱敬ト云ヘルハ何ノ子細モ無ク、此心ヲ鬱乎々ト放チヤラズ、平生屹ト照シツメルヲ敬ト云ゾ。(八二頁)

と、「敬」によって心があらぬ方向に行かぬように努めねばならぬという。その上で、

持敬ノ二字ハ、朱文公平生敬之修行ノ文字也。(同前、九二頁)

朱子学の修養方法である「持敬」とは、不断無き修行である。それ程までに、「敬」を徹底する事で、

仁ガ起レバ惻隱、義ガ起レバ羞惡ト云様ニ：惻隱ノヤマレヌ心ガラコリ、又惡ヲ見テハ憎ミ、善ヲ見テハ愛スルモ、

仁ノ筋、義ノ筋カラ、段々発テ出タモノ也。(『本然氣質性講説』『山崎闇斎学派』所収、六九頁)

「ヤマレヌ心」(「惻隱」と、「惡ヲ見テハ憎ミ、善ヲ見テハ愛スル」(「羞惡」)の念が生じ、人として守るべき「仁義」に徹して生きる事が可能となる。かくの如く、「人欲」から、我が心を防ぐのは何故か。

畢竟皆一人ノハ身也。サテ推テ国天下ニ及デモ、治シテ平ニナルトハ、其国・天下ノ人人ノ身デ治リタルニ非ヤ。

(『大学垂加先生講義』二九頁)

万民の心が「明德」の状態ならば、国家天下も平穩に治まる。

闇斎は神学に於いても、かような理氣の説を踏まえ、自らが清浄ならば身に宿る「心神」も正神であるし、邪穢に覆われれば、邪神となる故、邪穢を祓わねばならぬと「会津神社志序」で説いた。⁽²⁶⁾式部が「人欲私欲」に塗れた存在をして、「妖恠」、「悪神」とするのは、闇斎の神学をその淵源としているのであろう。

さらに、闇斎の講説に加え、注目したいのが、式部の学間にも強い影響を与えた綱齋の『靖猷遺言』である。『講義』に於いて、「人欲私欲」に近い表現は三か所見える。先ず一つは陶淵明の事歴を記す(『卷之三』にて、

何則大義ノ不可逃略知之イヘドモ、其心ノ所養、終ニ夫ノ私意人欲ノ雜リ其間ニアレバ、雖欲強安不可得也。(三二六頁)

「私意人欲」があれば、祖国の遺臣を全うした淵明の如く、君臣の大義に順じた出処進退は行えないという。また同巻では、サテ伯夷ホド見トリガ明ニテモ、兎ノ毛ホドモ人欲私意ガアレバイジルゾ。人欲私意ガナクテモ、見ヌキガ伯夷ホドヌケネバ、ソレモイジルゾ。(三二八頁)

幾ら伯夷の様に大義に明るくても、「人欲私意」があれば、必

ず君臣の分を乱すとした。

三つ目は宋の忠臣文天祥（卷之五）が詠める「正気歌」に対する講説である。

人ニハ人欲ト云モノガ有ニヨツテ、思ナガラ義理ヲ欠クカラハ、其義理ノ欠タル所デ、一身ノ氣ガチヅコナツテカジケルホドニ、何トシテ件ノ正気ノ氣象ガ身ニ覺ヘガアロウゾ。ヤスイコト、我心ニ恥カシキコトモナキヨト思トキハ、氣ガ自シツカリトシテ、モノモ言ヨキモノゾ。（三四一頁）

人は「欲」を持ち、その「欲」のままに動くから、義理を欠いてしまうが、そこで我が心に恥を覚えれば、未だ「正気」は保っておるとした。

『靖献遺言講義』に見える「私意人欲」（欲）とは、我身の「正気」を曇らせて、道義を忘却させ、不義を為す存在である。「欲」に対し、かような認識を持つ綱齋は最晩年に神道を学ぶと、「穢」について、「儒書デ云私意私欲ハケガレゾ」と説くのであった。

綱齋—綱齋による経書の講説を見れば、「義」を忘却せしめる「人欲」を斥けるものが、徹底した「持敬」であり、これによって、「正気」は身に充滿し、我が心（明德）には自ずと「惻隠」「羞惡」の念が湧き起こって、「仁義」に徹する事が出来る。

万民がかくあれば、国家天下も平穩に治まる。故に「正気」を保ち、「明德」を発揮した我が心を平素より堅持する「敬」（持敬）が求められ、垂加神道ではそれが「祓」として重んぜられた。

「羞惡」の念が「仁義」を徹底する上で求められる事は前掲した綱齋の「本然氣質性講説」に見える。式部は「事君弁」の最後で、

心の誠をつくすを仁といひ、筋目をつゝくるを義といひ、言葉もおこなひも、仁義の道にかなふ人を聖人賢人ともいひ、此道にそむく人を、禽獸同然の人といへハ、朝夕までよろこぶ事につき、哀しむ事につきても、ただ仁義の道にそむかむかと恐れ敬み奉公し給ふへし。

「心の誠」とは、「縫綫惻怛」である。その本心は「仁」であるが、畢竟、「人ノ固有」（論語師説）たる「信」であった。

その心を曲げる事のない「義」を全うすれば、自ずと、「不仁不義」を許さぬ、「羞惡」の念が起こり、「仁義の道」は踏み行える。それを実践したのが、『靖献遺言』に列せられた忠臣であり、我国であれば「君を怨むる心おこらハ、只天照大神の御名を称へし」と唱え、「仁義の道」に背かず、天皇へ奉公した楠木正成である。式部はかような「聖人賢人」の事歴を顧み

て、道に背かぬ様に、天皇へ奉公して、「君臣合体」に努めよと同書で説いた。³⁰⁾『中臣祓講義』に則すならば、「人欲私欲」を斥ける、徹底的な「祓」によって、清浄な心に「羞惡」の念が生じ、「仁義の道」を全うして、「君臣合体」は成る。かくして、国土に理想的な姿（「国是」即「神代」）は現出するのであった。

以上を鑑みるに、「持敬」（「祓」）と関連性を持つ、「羞惡」こそ、「羞齋」の所以であろう。では何故、式部は自らの号を「羞惡」から取ったのか。その背景として考えられるのは、嘗て式部自身も上下の分を憚らず、「不仁不義」を犯した結果、望楠軒より「義絶」に処されていた事である。式部は過去に自らが犯した「不仁不義」に懺悔してこれを「羞」じ、戒めとして、「羞齋」を名乗ったのではあるまいか。かような指向性を抱いていた式部ならば、目前に蔓延る「人欲私欲」に塗れた「妖恠」は、さぞや目に付いた事であろう。

第二の要因とは、式部の居た環境である。彼は経書修学と自らの経験から、「持敬」と「羞惡」を重んじた結果、現実の「人欲私欲」、「妖恠」を敏感に察知する気風を養い、その上で京都時代に於いて、「人欲私欲」に塗れた「妖恠」（「讒佞邪智ノ臣」）を見する。その「妖恠」による「天津罪」の存在をも彼は目の当りにした。かような環境下にあった事も、京都追放後に為

された『中臣祓講義』で、「人欲私欲」（「穢」）が現実には及ぼす影響を説く事が出来た今一つの要因と考える。

おわりに

竹内式部は山崎闇斎、玉木正英、若林強齋、松岡雄淵らの説を踏まえた上で、「中臣祓」を講じた。式部は正英の神学を祖述して、「中臣祓」の構成に注視し、我国の原点である「神代」に由来した「国是」が冒頭部分に大書されている事を「神代ノ寿言」と強調する。該当箇所は我国の原点である「神代」以来、君臣上下の分に基づき、君（天照大神）からの勅命を承ける摂関（高皇産靈尊）を中心に、臣下（神々）と君が一体となって「祭政」は行われてきたという、理想的治世（「国是」即「神代」）が記されていた。

しかし、そうした理想を曇らせるのが我が心に生ずる「人欲私欲」（「穢」）である。「人欲私欲」によって、人々は「不仁不義」を犯すのであって、その「穢」に塗れた存在を式部は各地に居る「妖恠」と比喩的に表現する。彼の目前とする現実社会とは天上（皇居）から地上に至るまで、「人欲私欲」に塗れた「妖恠」が蔓延り、「天津罪」・「国津罪」は発生し、道義が乱れ、「王

化」した状況とは程遠い「時節」にあった。故に、式部は強齋の神学を承けた上で、「人欲私欲」（「穢」）を徹底的に祓い除けねばならぬ事を強調する。式部は「穢」や「罪」の実態を、現実社会の有様に則して説く事で、「中臣祓」の神学的意義を明快に説き、自らの講説に説得力を持たせていた。

かくの如く、式部が現実の「人欲私欲」、「妖恠」を敏感に察知し、具体的に講ずる事の出来た要因とは、第一に彼が経書修学の末に、「不仁不義」を憎む「羞惡」の念と、そうした感情が沸き起こる前提に求められる徹底的な「持敬」（「祓」）を重んじた事である。第二に、「持敬」、「羞惡」を重んずる式部が京都時代に於いて、「人欲私欲」に塗れる奸臣の存在を実見し、さらに彼らによる「天津罪」をも目前とする環境に彼が居た事が挙げられる。

以上、式部による垂加神道の基本教典の一つ「中臣祓」の講義に見える特徴について見てきた。式部は、神学的視座から現実の問題に対峙し、その問題を是正して理想的国土とすべく神学の実践を試みていた。かような式部の姿を踏まえると、垂加神道家にとって「中臣祓」に記された事象とは観念的な存在ではなく、実現可能な理想であり、その理想を乱す「穢」や「罪」も実社会で生ずる具体的問題として考えられていたのではある

まいか。故に彼らは置かれた環境の中で、理想を実現すべく、神学的視座に基づき、その実践を強く志向していたと考えられる。然りとせば、式部に学んだ公家門弟の行動も、彼の示した神学を念頭に検討する事が宝暦事件の実態を明らかにする上で求められよう。課題としたい。

(1) 竹内式部については星野恒『竹内式部君事蹟考』（富山房、明治三十二年）、徳富蘇峰『近世日本国民史 宝暦明和篇』（民友社、大正十五年）、近藤啓吾「宝暦の爰」（『続々山崎闇齋の研究』神道史学会、平成七年所収）、松本丘「竹内式部の『日本書紀第一講義』（『垂加神道の人々と日本書紀』弘文堂、平成二十年所収）、拙稿「竹内式部『奉公心得書』の成立と受容について」附・「事君弁」翻刻」（『藝林』六七―二、平成三十年）、「竹内式部『靖献遺言講義』卷之三（陶淵明）について」『祖国一体』から「君臣合体」へ」（『藝林』六八―二、令和元年）、「崎門学派に於ける実と真―竹内式部の「義絶」を通じて―」（『神道史研究』六七―二、令和元年）等を参照。

(2) この講義を詳しく考証したのは僅かに、倉田藤五郎「竹内式部の『中臣祓講義』―「天神の寿詞」の重視について―」（『師恩友益』マリンブルー、平成十年所収）のみである。

(3) 西岡和彦「山崎闇齋と『先代旧事本紀』―基礎的考察」（工藤浩編『先代旧事本紀論 史書・神道書の成立と受容』花鳥社、令和元年所収）一七四、五頁。

(4) 正英の『禊祓草』に見える特徴について、倉田氏は『風水草』に「天

神の寿詞』の奏上と祓の奏上との記事を併記した所を、更に明らかにしようとした」(二七三頁)としている。

- (5) 『神代記垂加翁講義』(『神道大系 垂加神道(上)』所収)三六〇頁。垂加神道に於ける「心神」論は、近藤啓吾「心神考」三輪大神と山崎闇斎(『山崎闇斎の研究』神道史学会、昭和二十九年所収)、西園和彦「山崎闇斎と三輪」(『大美和』一三二、昭和二十九年)等を参照。
- (6) 『山崎闇斎の祭政一致観』(『大英和』一三二、昭和二十九年)等を参照。
- (7) 垂加神道家の祭政一致観は、西園和彦「神籬警境考」垂加神道の祭政一致観」(『版本是丸編』国家神道再考、祭政一致国家の形成と展開)弘文堂、平成十八年所収)等を参照。
- (8) 拙稿「竹内式部『靖献遺言講義』卷之三(陶淵明)について」を参照。
- (9) なお、倉田氏は闇斎が『風水草』に於いて、天種子命が奏上した「天神寿詞」と「解祓(除)」の二つを合わせて「中臣祓」とした記述、また正英の『祓祓草』にて、「詞」とある事から、式部の説く「神代ノ寿言」についても、「天神寿詞」とされた。さらに、式部が「先ツ」や「是ヨリ」と前置きして「神代ノ寿言」を説いている点に着目し、「祓」に先立って『天神の寿詞』の奏上せられる事の重要さを、繰り返しといてゐる(二六五頁)とする。ただし、式部は飽く迄も、「神代ノ寿言」と「祓」を合わせて、「中臣祓」としていた。その式部が「神代ノ寿言」を「祓」に先立ち奏上すると説いた事は考え難い。式部が敢えて、「神代ノ寿言」と説いた所以とは、我國の原点にして理想的治世である「神代」(国是)が記されていた事による。その上で、「先ツ」「是ヨリ」と強調するのであった。「神代ノ寿言」を単に「天神寿詞」とすれば、式部が「神代ノ寿言」に込めた神学が不明瞭となる。この点は若干の修正を要する。
- (10) 朱子の高弟陳淳によれば、「仁・義・礼・智は、信がないと真実でなくなってしまうのと同じことである。仁・義・礼・智の実理が信なのである」(佐藤仁訳『朱子学の基本用語』北漢字義釈解)研文出版、

平成八年、九四頁)という。若林強斎も「信」について、「此四ツ(筆者註「仁義礼智」)ノハナル、ト云コトハ無之候。五行ト同ジコト也ト云ナリノ実然トシテ行ハル、ハ信也」(『雑話筆記』「神道大系 垂加神道(下)」神道大系編纂会、昭和五十三年所収、六四頁)とする如く、「仁義礼智」の実理であり、「仁義礼智」が実行されれば「信」が立つ事を説いている。

- (11) 西晋一郎「我國の教」(『西先生御講演 我國の教』私家版、昭和十七年所収)では「茲に信は国を以て本とすと云ひ、又先に孝悌を以て仁の本とすと云ふ。然らば本に二つはないのであるから孝悌も矢張り信でなければならぬ」(二三三頁)と端的に説かれた。

- (12) なお、為政第二「為政以德」章に見える朱子の註「政の言為るは正なり。人の不正を正す所以なり」(土田健次郎訳注『論語集注』一、平凡社、平成二十五年、一六六頁)に対し『論語師説』には、「政ト云字ノ旨ハ正スト云コト、人ノダ、イ正シイガ正シフナイヲ正シテ、父子ハ父子ノ様ニ安シ、兄弟ハ兄弟ノ様ニ正フ公事モナク、乱モ無カ正ト云モノ、ソレカ政ノ」とある。

- (13) 以上は西晋一郎「祝詞と国体」(『人間即国家の説』明世堂書店、昭和十九年所収)に見える「天皇愛民の政を輔けるといふも是で、輔けるとは代りて奉行すること、政が愛民の実を挙げて天皇のヨサシに答ふるやう臣民が各自官職業務を勉めることである」(二二七頁)との説が参考となる。

- (14) 松本丘「若林強斎の神代卷講義」(『垂加神道の人々と日本書紀』所収)等を参照。

- (15) 以上、「宝曆事件 八」(宮内公文書館蔵)。

- (16) 以上、「広橋兼胤公武御用日記」八(東京大学史料編纂所、平成十九年)宝曆八年七月十五日条。

- (17) 闇斎は素戔嗚尊について「素戔嗚尊者可_レ以治_レ天下也。スベテ乱ヲ

平ケルハ武家ノスルコトゾ。天子ハ天上ノコトヲシラセラル、ゾ。今ノナリガソノ様ノナリゾ。今ノ武家ハ素戔嗚尊ノナリゾ」(『神代記垂加翁講義』三四〇頁)と、武臣の責務を説いた。

(18) 武士道の展開については武士道学会編『武士道の神髓』(帝國書籍、昭和十六年所収)、渡辺浩『近世日本社会と宋学』(東京大学出版会、昭和六十年)等を参照。渡辺氏は「彼等は、日本の『土』に即して『道』を説かねばならなかつた。儒者達の著した様々の武士訓・武士道論・士道論の類はその直接的な現れである」(六四頁)と指摘している。

(19) 式部の高弟徳大寺公城は「劍術、体術者平常一身之護衛也」とし、また「子孫之輩、深勤學問 而又學武事、則又予之志也、如遊芸心不可學也」(『公城卿記』東京大学史料編纂所蔵徳大寺家本、寛延四年四月十五日条)とある如く、子孫に対し文武両道に努めるべき事を説いた。公家にも拘らず、彼らが「武」を重んじたのは式部の教育が背景であろう。そこで、参考となるのは浅見綱斎「劍術筆記」(近藤啓吾『崎門三先生の學問』皇學館大学出版部 平成十八年所収)である。綱斎は劍術について、「至要の術訣は、全く己を實にし、一毫も敵の虚に乗ずるなきに在り」(八二、三頁)とした。式部らが「武」を重んじたのは、学問(「文」)によって修練した心が散漫とならぬよう、武術に励み「一身之護衛」をする事で、「己を實」にし、以て学問の体認を主眼としていたからであろう。綱斎や式部らにとって、武術とは心を一点に集中させる「主一無適」(「敬」)の実践であったと考える。武士ならば、なおの事、「武」によって「己を實」にし、素戔嗚尊の如く「敬」を堅持しながら、「事」君「える事が求められよう。だが、「家中ノ若士杯ハ、左様ノ妖権カ有レカシムト好ム」有様であり、「武」を重んじたであろう式部が憤りを覚えるのは自然である。

(20) 『糾問次第』(前掲星野所収)二五、六頁。

(21) なお、式部門弟は桜町天皇の喪に服される桃園天皇が勅命を發して「ま

つりごと」を行えない状況下にも関わらず、「官位御定」が出された事を批判していた(拙稿「竹内式部の思想受容とその伝播—宝曆事件の前世として—」『明治聖徳記念学会紀要』復刊五六、令和元年参照)。

(22) 正親町公通が「以天柱拳於天上ノ詞、則天子即位ノ初トシテ万代無窮ニ及ブ第一也。神代・人代何ゾ別ンヤ。今ト雖モ亦神代也」(出雲路信直撰「神道或問」松本丘編『垂加神道未刊行資料集』二、皇學館大学研究開発推進センター神道研究所、平成二十八年所収、四頁)とする如く、垂加神道では人を以て神を説き、神を以て人を説いたのが「天人唯一」の伝であった。

(23) 垂加神道の神学によれば、我国は君臣共に命の根源である「心神」を賜る事から、「君臣兩祖」にして「骨肉一体」の関係にある。しかし、「心神」が「人欲私欲」(穢)に覆われていては、その自覚は起こらず、「君臣合体」はおろか、「神代」を実現する事も出来まい。故に、式部は強斎の神学を承けて、「祓」の大事を説いたのである。

(24) 「玉曆事件と高山彦九郎」(『湊川神社史 景仰篇』湊川神社社務所、昭和五十三年所収)四七九頁。

(25) 西岡和彦「垂加神道善悪考序説—山崎闇斎と大山為起」(『季刊日本思想史』四七、平成八年)参照。

(26) 「常語割記」(『浅見綱齋集』所収)五三五頁。

(27) 拙稿「竹内式部『奉公心得書』の成立と受容について」一〇五頁。

(28) 同右、八四、五頁を参照。

(29) 同右、一〇五頁。

(30) 同右、八七頁を参照。

(31) 拙稿「崎門学派に於ける実と真」参照。少壮な式部は上下の分を憚らず、先輩の久米訂斎や崎門老儒にして闇斎直門三七尚齋の非を弁じた。この行動を望楠軒二代目講主小野鶴山は「敬」を欠いたもので、人柄に難有とし、式部を「義絶」に処した。